

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3143号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「広聴案件「市政ダイレクト広聴2022-900005」の処理について（令和4年度 文書番号 旭税第259号）」及び施行文」の個人情報開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3143号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3143	令和4年8月1日	令和4年8月15日	令和4年8月22日	令和4年9月27日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3143	「広聴案件「市政ダイレクト広聴 2022-900005」の処理について（令和4年度 文書番号旭税第259号）」及び施行文」（以下「本件保有個人情報」という。）	開示 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第25第1項に基づき開示 （開示請求書の記載から、本件保有個人情報を特定した。）	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3143	<p>《答申に当たっての適用条例について》 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《「市民の声」事業に係る事務について》 横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、苦情等の情報（以下「市民の意見</p>

答申 番号	判断の要旨
3143	<p>等」という。)を広聴情報データベースシステムにより管理し、市政の合理的運営等に役立てるために、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱(平成20年3月市広聴第3940号。)に基づき、「市民の声」事業を行っている。市政ダイレクト広聴は、市民の意見等の一分類である。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、審査請求人から実施機関に寄せられた意見等を市政ダイレクト広聴として受け付け、審査請求人へ文書で回答することについての起案文書とその施行文である。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>本件本人開示請求書の記載から、審査請求人は、自身が提出した「固定資産の価格に基づく収納に対する不服申出書」に対する回答の施行文について請求していると解される。</p> <p>当審査会が本件保有個人情報を確認したところ、回答は、令和4年7月20日付で審査請求人に送付されたことが認められた。</p> <p>したがって、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示したことは是認できる。</p> <p>審査請求人は、本件処分の決定通知書の記載が不適切であるかのような主張をするが、実施機関は開示する本件保有個人情報の名称を正確に記載しており、この主張も認められない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例(抜粋)

横浜市個人情報の保護に関する条例

(本人開示請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

(第2項省略)

横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号)

附 則

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881